

## 与儀大介議員に対する辞職勧告決議について (令和5年志木市議会12月定例会)

本日、令和5年志木市議会12月定例会の一般質問に、与儀大介議員に対する辞職勧告決議案が提出され、議決しました。

- 1 件 名 与儀大介議員に対する辞職勧告決議案
- 2 提 出 者 今村弘志議員
- 3 決 議 文 別添のとおり

記 者 発 表 資 料  
令和5年12月11日  
志木市議会事務局  
担当者/次長 小日向 啓和  
電話番号/048-473-1117  
志 木 市

別 添

## 与儀大介議員に対する辞職勧告決議

令和3年2月19日に多数の議員より与儀大介議員に対する猛省を促す決議が提出され、賛成多数にて可決された。猛省を促す決議に係る提出の理由として、令和3年2月15日の会派代表者会議及び議会運営委員会を自らが経営する会社の商談があるという理由で欠席届を提出して両会議を欠席した。志木市議会会議規則（昭和49年志木市議会規則第1号）第90条の規定は、前述の仕事による出張は、欠席届の理由としては認めていない。また、議員は、同条の欠席の理由には該当しないことを認識していたにもかかわらず、議長からの招状や口頭での出席要請にも応じなかった。

さらに、令和2年5月19日に開催された議会運営委員会では、令和2年度分の志木市議会の会期日程について議論し、議員本人もそこに出席して承認をしていたことから、この日程で会議が開催されることは十分承知していたはずである。

さらに、与儀議員は、令和2年9月30日に開催された第3回朝霞地区一部事務組合議会定例会に無断で欠席をしている。その際、議員は、同僚の議員から欠席についての指摘を受け、注意を促され、さらには当時の安藤議長より厳重注意を受けて謝罪をしている。

このような議員の責務を果たせない行為により、志木市議会及び志木市議会議員に対する市民の信用及び信頼を失墜させるものであることから、当時の西川副議長より、与儀大介議員に対しては、令和3年当時、懲罰事案や辞職勧告決議など、より厳しい対応も検討できるが、公人である以上、議会の公務を最優先し、自らの意思と責任においてしっかりと議員としての責務を果たすべきであることから、志木市議会は与儀大介議員に対する猛省を促す決議を提出し、賛成多数で可決をしたところである。

そうした決議がなされた経緯があるにも関わらず、令和5年9月5日に志木市議会の本会議が開催され、総括質疑が行われたが、開会時刻の10時になっても連絡がなく、本会議を欠席し、開会後数分過ぎたところで議会事務局に電話による連絡があり、腹痛のため回復したら出席する旨の申出があったが、結果としては、出席することができなかった。

さらに、令和5年11月20日に全員協議会が開催され、開始時刻の11時になっても連絡がなく欠席したが、与儀議員の自らのSNSに海外（タイ）でゴルフを行っている状況が掲載されていた。

その後、11月27日の朝、志木市議会の本会議の開会前に議長に対し、全員協議会の日程を失念したことについての謝罪を行い、無断欠席を猛省している旨を陳謝した。

そのような議長への謝罪がされた9日後の、令和5年12月6日、総務厚生常任委員会を無断で欠席した。

志木市議会議員として責務を果たす事ができないことは、恥ずべき行為であり、断じて許される行為ではない。加えて、議長へ謝罪をしてから10日も経ていない時点で、このような事態が起きたことは、議員の謝罪がその場しのぎのもので

しかなかったと断ぜざるを得ない。志木市議会議員として市民からの負託を受けている立場でありながら、このような行為を繰り返すのは恥ずべき行為であり、言語道断である。

さらに、与儀大介議員の SNS での発信についても志木市議会に対し、多くの問い合わせがある。「議員なので大麻事業はじめました」、「デリヘル事業もやります」との発信や、

「自殺救済事業をいずれやりたいと思っています」、「成果報酬型。帰国後自殺したら無料」

「マリファナ吸ってる時のおれです」などと発信し、所轄の朝霞警察署も大きな関心を持っている。

さらには、令和4年度に実施した総務厚生常任委員会の大分市への行政視察で撮影した議員の集合写真を無断で掲載し、「志木市議会の行政視察がゴミ」として、「なんで直接行く必要がある？」との主張を繰り返した。常任委員会の行政視察は、地方自治法（昭和22年法律第67号）をはじめ、関係法令に基づいて実施しているものであるということを理解していない発信であり、誤解を招くものである。

こうした度重なる発信により、多くのクレームが入っており、これにより、志木市議会事務局の業務に著しい支障を及ぼし、志木市議会に対する信頼も失わせるといった迷惑行為と言わざるを得ない。

志木市議会議員政治倫理条例（平成15年志木市条例第35号）の第2条は、「議員は、市民の信頼に値する高い倫理性を自覚するとともに、市民に対し自ら進んで倫理に関する高潔性を示すよう努めなければならない。」と規定している。このことから、今回の一連の行為は、市民の負託を受けた志木市議会議員として、志木市議会議員政治倫理条例に対する理解と自覚を著しく欠く恥ずべきものであり、市民への裏切り行為であることは明白である。

また、議員個人の問題にとどまらず、志木市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させ、品位と権威を著しく傷つけたことによる社会的、道義的責任は極めて重く、志木市議会を汚したという事実は拭い難い。

よって、志木市議会は、議会への市民の信頼を回復するため、与儀大介議員は今回の経緯を厳粛に受け止め、自らの意思と責任により直ちに志木市議会議員を辞職することを、強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年12月11日

志 木 市 議 会